

Title	租税経済論序説
Sub Title	
Author	高木, 寿一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1932
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.26, No.1 (1932. 1) ,p.48- 72
JaLC DOI	10.14991/001.19320101-0048
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19320101-0048

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

租税經濟論序説

高木 壽一

一

嘗て英國の資本課税論に關し、其主要なる論者として Pigou、Dalton の二氏、（昭和五年） ウィン委員会に於ける多數意見少數意見及び若干の問答を記述した。（四月本誌） 其は近年の租税問題のうち、戦後財政の特殊性が此資本課税論に最も端的明瞭に表はれて居るものと考へるからである。而して現に資本課税に反對する論者と雖も、歐洲大戰直後の一九二〇年頃の英國には資本課税に正常なる根據を與ふるに足る特殊事情の存在したることは必ずしも否定しないのである。即ち吾人は此實質的財産税の常に必ずしも否定すべからざることを認めなければならぬ。戦後の特殊事情の下に於て、資本課税は個人の現在の財産を標準として課税し、其

人々の將來の行爲とは全然別個に決定される。従て唯一度決定された税額を支拂へば、將來如何に自己の所得財産を増加するも、其確定額以上を支拂ふことを要せず、此特別課税の方法は繼續的課税の方法に比すれば、其國民の將來の生産的活動を阻害することが少ない筈であると主張された。

要するに資本課税なるものの租税論に於ける意義は、それが臨時税、目的税としての實質的財産税たることにある。其に反して茲に述べんとする所は専ら經常税、一般税としての租税に關して居る。

二

元より課税は、財政の主體たる政府の收入調達の一の手段であり、従て租税の目的は國家經費調達の收入目的と、國家施設の目的の一部が直ちに其手段の中に於て實現し得る場合には收入目的と政策目的とも稱すべきものを持つことになる。（此問題に關する諸學者の説は神戶博士、租税研究、第八卷第一篇参照） 個々の租税について其目的の孰れが重要視されて居るかを見れば、必ずしも常に收入目的が重要視されるものとは限らない。或租税について收入目的が政策目的より輕視されるゝことがあつても、其事のみによ

つて、例へば保護關稅は租税に非ずとは云へない。しかし、各個の租税については其目的の重要性に相異があるとしても、其等の租税の構成する現代各國の租税制度全體を見れば、收入目的は政策目的よりも遙かに重要とされて居ることは疑もない所である。

而して租税論に於ては、經費の必要を一應は確定したるものと見るとしても、又一般税として特定の經費に充當せられることを目的とせざるものであつても、租税の研究に經費が全然無視さるべきではない。其事は臨時税目的税に於て殊に著しい。常に其國の租税收入は之によつて充たさるべき經費を以てする施設が國民に與ふる利益との關係に於て制限さるべきである。即ち其國の一般税について、其税收入の使途如何は各種の租税について重大なる條件になると考へる。例へばワグナーの、國家は財政によつて有形財(貨幣)を取得し、之を其職分履行のために主として無形財、即ち國家の施設又は勤勞の給付を作ると云ふ過程を行ふ。……しかし、國家政務の效果に就ては多くの場合、其國民に對して一般的報償の關係にあると云ふ説は從來多くの學者の採用する所となつて居る。

セリグマン教授は、公共團體に於て重要とせらるるは唯々公共的目的と公共の福祉のみで、共同欲望の基本的性質は個人の特殊個別的利害の觀念を無視させる。例へば軍備、警察、司法、教育施設等より如何なる利益が個人に與へらるるとも、それは其公共團體の一員たることに附隨して其個人に生ずるのである。又公共團體の活動は殆ど其利益が不可分であり、個人に歸する個別的利益なき時は何等の測定評量すべきものがない。公共團體の基本的活動が個人に對して附隨的利益を生ずる場合に於ても之を正確に評量測定し得ざる場合が最も多い。例へば、如何にして警察の保護の個人に對する利益を正確に測定し得るか。貧者は富者よりも自己の生命を低く評價すると云ひ得るか。等々數個の例を示して、公共團體の基本的活動について不可量性の存する事實を力説して居る。(Seligman, Social Theory of Quarterly, 1926.)

しかし、最近各國財政に於ける經費を見れば、國家經費の全部又は大部分が、其經費の存在することによる利益の、國民各個に對する關係の必ずしも不可分なるもののみではないと考へる。例へば近年歐洲主要諸國の經費の實質的增加には、戰

時募集の國債費の増加、國家活動範圍の殊に國民の經濟的福祉、社會事業的施設に要する經費増加が其主要原因をなして居ることは人の知る所であるが、其等の國家財政を在るが儘のものとして見れば、其經費が無形財の給付にあらずして、國民の一部に或貨幣額の給付が行はれて居るものが極めて多いのである。

經費に就て、ピグー教授の所謂實質的經費、消耗的經費の區別を設けることの必要は明に認めなければならぬ。(昭和五年四月、本誌六〇頁參照) 實質的經費は政府が勞働力の取得に對する人件費、有形財の取得に對する物件費として其國の内外の市場に支拂はれ又は對外債務元利金等として外國に支拂はれる。政府の取得したる有形財、勞働力は國家の各種施設の構成のために使用消耗せられて、其國民に何等かの利益殊に無形の利益の提供せられることが多いと認めることも出來やう。反之、移轉的經費に於ては無償で産業補助獎勵金其他各種の給與金として支拂はれ、有償的には内國債元利金等の形態で支拂はれ、其國內の購買力の移轉を生ずるのであり、其經費の存在によつて、其國民の何人が貨幣給付の形態に於て測定し得る一定額の有形の利益を享くるかは知ることが出來るのである。

此種の移轉的經費が國家財政に於て如何なる割合を占めるかは、獨逸統計局が英佛伊の諸國に關する詳細なる調査の結果によつて見れば次の如くである。

(Finanzen und Steuern im In und Ausland bearbeitet) im Statistischen Reichsamt, 1930, 1660-1. 參照)

	一九二八年	英國	佛國	伊太利
(1) 人件費及び物件費	二二・六五%	三六・六〇%	四九・三二%	
(2) 内國債元利金	四三・一六%	三五・三九%	二六・九四%	
(3) 各種年金	一三・七七%	一〇・七九%	九・六九%	
(4) 補助獎勵金	一・二〇%	一一・三三%	四・七七%	
(5) 外債元利金	四・四三%	五・四七%	二・五九%	
(6) 地方公共團體交付金	一四・七九%	〇・四二%	六・六九%	
(7) 經費總額	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%	

七八七百萬磅 五六一七五百萬法 一七、七一七百萬リラ

右表に示さるゝ如く其(2)(3)(4)の各項は移轉的經費に當り、多きは五八%、少きも四一%に上る。例令英國財政に於ては(一九二八年、稅收入六億六千四百十萬磅、稅外收入九千三百九十萬磅である) 稅收入を以て充當せらるゝ經費の約四割餘は内國債費として公債所有者に支拂はれて居るとすれば、個々の租稅は假令一般稅であつて特定經費の充當を限定されず

としても、いづれの租税も其四割は公債所有者に支拂はれることを前提として居る。従て國民が租税を支拂ふことによつて何人が利益を享くるかは知り得るのである。ホルウィン委員會が Layton の調査に從て内國債所有の分布状態として示したる所によつても、内國債の殆ど全部が直接個人の所有として又諸銀行、保險會社其他の所有として間接に有産者の所有に屬することは元より疑ない所である。(Report of the Committee on National Debt and Taxation p. 98-9 參照)

本來、公債によつて収入を調達することは、戦時の如き巨額の収入を即時に必要なとする場合には租税によるよりも一層急速に資金を集收することを得る。自由資金を共存する所に就て吸收することを得て、恰も其時に當つて提供し得べき資金に乏しき人々に其を蓄積するの餘裕を與へ得るによつて、租税によるよりも當面の混亂を生ずることが遙かに少ないであらう。戦争發生の當時に就て此事を見るのみならず、戦争が數年間繼續する場合に課税さるる所の人々が公債の方法によるよりも彼等に大なる損害を與へるものと考へ、彼等が如何に努力するも其結果の大部分は國家に奪はれると云ふことを知れば人々の努力を著しく減少せ

しむることを保し難い。斯くの如き事態にして數年間繼續すれば實質的戦費として要する勤勞、財貨の實質所得の重大なる收縮を招くの道理である。此事は何よりも先づ第一に勝利の獲得を或は兎も角も戦敗を避けることを念とする政治家にとつては最も重大なる問題である。此事は多くの經濟學者が英國政府すら歐洲大戰の戦費支辨のために租税に頼ることに不當なる躊躇をなしたものと看做したる事の原因をなし、又或人々は其事を以つて之が擁護の理由として居るのである。

假令其事あるにせよ、經費の正しき負擔分配と云ふ點より見れば、戦費が専ら公債によつて支辨され、後日に到つて其公債費が平時の財政として妥當なるべき課税の一般原則に基く所の租税收入より支拂はれることは當を得たるものとは云へない。寧ろ戦費の大部分は其當時の富者に對する課税によつて支辨さるべきであり、若し戦時に際して其事の不可能なる事情あつて公債に頼らざるを得なかつたとすれば、戦後の財政に於ては平時に於て妥當なるものと認められる累進課税の原則に據る以上に、戦時に富者の負擔となるべかりし經費の部分は専ら富者

の負擔となる如き一層の累進的性質を持つ租税制度を設定すべきである。(Pigou; Public)

Finance, Part III, Chapter I & 15-17. 参照)

而して近代の租税制度の特徴として累進課税の行はれることが屢々擧げられて居るのであるが、多くは所得税・相続税或は財産税に就て累進税率の適用あることを云ふに止まつて、租税制度全體として果して如何なる程度の累進課税が行はれて居るかは必ずしも明かでなかつた。此問題に關してコルウィン委員會報告書九四頁に示されたる調査は貴重なる資料と認められて居る。

註 左表に於ける所得者は十六歳以下の子女三名を有する妻帯者と推定し、茲に直接税とは、所得税・超過所得税・遺産税等を含み、間接税は各種の消費税を含むものとされて居る。

所得額	所得が全部勤勞所得なる者		勤勞所得投資所得相半するもの	
	直接税	間接税	直接税	間接税
100	—%	11.9%	11.9%	1.1%
150	—	11.6	11.6	1.1
200	—	10.2	10.2	1.1
500	2.0	4.2	6.2	4.2
			計	計
			13.0%	13.0%

1,000	8.1	2.9	11.0	11.5	2.9	14.4
2,000	13.2	2.0	15.2	17.3	2.0	19.3
5,000	21.9	1.3	23.2	28.2	1.3	29.5
10,000	30.0	1.2	31.2	38.9	1.2	40.1
20,000	36.9	0.6	37.5	48.1	0.6	48.7
50,000	44.2	0.2	44.4	57.5	0.2	57.7

右表に示さるゝ如く、間接税は著しき逆進税たる性質を表はして居る。一九二五—一六年の英國租税収入約六億八千四百萬磅餘に就て、關稅・物産稅収入は約二億三千八百萬磅であり、他の部分が直接税であるが、同年の公債費は約三億六千萬磅であるから、累進課税たり得る直接税収入に當る金額の大部分は公債費殊に内國元利金(約三億二千萬磅)支拂に充當されて居る。即ち富者が戰時に負擔すべかりし經費を除く、現在の政治費については、平時の財政に於て妥當なるべき累進課税が行はれずして、其經費の負擔に於て富者と貧者との間に寧ろ逆進的性質を示す傾きあること。富者が戰時に負擔すべかりし經費について、現に貨幣給付の形態を以て、有形の測定可能なる利益を享けて居ることを認めざるを得ないのである。

然るにコルウィン委員會多數意見は歐洲大戰後の英國に於ける租税負擔の一般的性質を以て満足すべきものと認めて居る。「一九一三—四年以來英國の直接税に就ては累進課税主義の著しき發達を見て、殆ど又は全く所得税を課せられざる小所得を除き、現行租税制度の一般的性質は高度に累進的なることにある。……しかし累進課税主義は富裕なる納税者に不公正を生ぜしむる程にまで進めらるゝこともあるべく、逆進税も亦公正の點に就て缺點がある。しかし完全なる租税制度は間接税を個人の支拂能力に適應せず一般消費品に課せらるれば逆進的となるを避け難き間接税の存在を許さずと推斷するに於ては、斯る結論を正鵠を失して居るものと考へる。其理由として、(1)間接税は賃銀労働者大衆より國家經費のために課税納付せしむる最有效の方法であり、二三百萬人の人民に課する直接税によつて全収入を擧げんとすることは課税物件を狭きに失せしむるものであり、此事は租税と政治代表權とを結付ける説に於て有力なる意義を持つ。(2)現行所得税相續税の如き累進課税は或點を越ゆる時は貯蓄心企業心を脅かさざるを得ず、(3)關稅物産税の如き間接税は逆進的なれども、すべての富の程度にある個人

の經費より多額の収入を擧げ得て個人的能率に不當の反作用を生ずることなき特長を有する。廣く國民たることの基礎に照して、課税は人民の比較的少部分に限らるべきに非ざることを肝要とする。若し國民の大多數が毫も實際に納税することなく、全然少數者の課税によつて生ずる利益を享有せむとせば、斯る事態を以て悪しきものとする。すべての階級が何等かの納税をなす現状を以て満足すべきものと認める。……高度の累進課税は最近十年間の發達に成り、未だ社會に對する究極の經濟的結果を云爲するのは尙早であらう、更に多くの經驗に徴する所がなくてはならぬ」と云ふ主旨の結論を下して居る。(Colvin Report, Section V, p. 238-42 參照)

註 同委員會少數意見は、物産税は、國家經費に要する資金調達の一般的制度の一部として、理論上非難すべきものであり、現行租税制度に於て重要な地位を其種の租税が占むるは、直接課税稅務行政が今日より遙かに困難なりし時代よりの遺物としてのみ辯護し得るに過ぎない。……富者よりも貧者に一層加重する性質の課税による収入調達に理論上何等の根據を認むるを得ず……其資力が一定の最低生活程度を維持するに足らざる人々に課税さるべきでない。と云ふ見解を採る

右の多數意見に於ては現在の財政が巨額の収入を要すると云ふ事を一の理由として、逆進的間接税の已むを得ざるものと認めるのであるが、其等の結論は、一般税經常税としての現行租税を論ずるに當つて其収入を以てする経費の利益とは全然無関係に見ることによつて「現行租税分配の一般的性質を以て満足すべきも」と云つて居るのである。其等の一般税収入の使途との對照に於て見れば、富者が戦時に負擔すべかりし経費を、唯々當時租税に頼るを得ざる事情ありしために公債によつて調達し、現に其公債元利金を現在の租税収入より、而も物價の下落によつて購買力の遙かに増大せる貨幣額に於て、支拂を受けて居る。其公債費に基く経費膨脹の理由を以て間接税の存在を辯護するのであり、此實質的負擔の増加したる公債費以外に充當し得る租税収入の部分について見れば、論者が「高度に累進的なり」と云ふ租税制度は現在の政治費については少しも累進的たり得ないものである。要之、ユルウイン委員報告書の右の所論は、一般税について其収入を以て充當する経費との對照に於て論ぜざる租税分配論が陥るべき結論の一例であると考へる。

三

租税制度の設定について據るべき條件を示したる所謂租税原則として多くの學者の採用するものは、ワグナーの示したる財政政策の原則、國民經濟の原則、公正原則、稅務行政の原則であり、各種の租税を結合して構成したる租税制度全體として其諸條件を可及的に實現することに努むべきである。セリグマンは近代税制改革の傾向を叙述したる後、其が社會的條件と財政的條件の結合を表はして居ることを擧げ (Seligman; Essays in Taxation p. 541) 即ち右の公正原則と財政政策の原則の専ら尊重されて居ることを云つて居る。概して現代の學者は財政政策の原則を最も重要視する傾きがあるが、其はまた現代財政學の性質一般を表はして居るものである。

財政とは強制共同經濟たる公共團體が其職分履行のために必要とする經濟的手段 (通常には貨幣) を獲得・使用するために營む所の經濟であり、貨幣の收入・支出・管理の過程より成ることを解釋するのが通説であらう。公共團體が其目的達成のために收入を必要とし、租税の主たる目的を收入の目的とするのであるから、一の箇別經濟としての見地よりして、「收入の充分なること、可動的なること」と云ふ財政政策の原則を最

重視することになる。公正の原則とは租税負擔の普通平等の要求であり、現代に於ては租税の公正とは多くは租税支拂能力に應ずる課税と解釋され、納税力を有する者はすべて租税を負擔し、其納税力の大小に應じて負擔することが普通平等の課税と解釋されて居る。能力に應じて課税するべき平等の犠牲を生じ、犠牲が平等なるべき能力に應じたるものと解釋する。(例、神戶正雄「財政學」大系第五編第三章參照)

現に納税力説と其に關聯して平等犠牲説とが多く採用されて居る。ミル(M. S. Mill)は人民各自に平等の犠牲を生ずる租税負擔の分配方法は同時に又國民全體に最少犠牲を生ずる方法であるを力説したが、其説の當らざることは屢々指摘されて居る。(例、Picou, Public Finance p. 75 參照)而して其國に於ける富、所得の不平等なるにつれて平等犠牲と最少犠牲の租税分配方法の隔りは益々甚しくなる。そのいづれを採るべきかと云へば、假りに國家施設の國民に對する利益は一般的報償關係にあり、個別的に測定し得ずとすれば、又必ずしも平等の利益が與へられるのではないから、殊に一層、國民全體に與ふる犠牲を最少ならしめる方法を最も合目的のものとして認めざるを得ない。即ち其國の經濟社會に於ける富、所得の分配の事情を基礎として、公正を企圖する租税分配方法が變化することを認めねばならない。而して租税の明確、手續の便利にして、徵稅費の少なきことと云ふ原則は稅務行政に關する條件として、其國の租税法規を明瞭にすること及び行政技術の問題となり、其條件を満たすこととの必要はいづれの租税制度に於ても異なる所がない。

然るに國民經濟的の原則は、税源・税種の選擇を誤らずして、租税によつて其國民經濟の發達を阻害することの可及的少なきか又は絶無なるべきことを要求する。しかし或額の租税徵收が其國民に與ふる犠牲は年々相異し、また各個の租税の税源たるべき所得又は富の租税負擔能力は年々變動する。從て國民經濟的の原則の要求を満たすべき基礎條件は年々に變動して行くことを認めねばならない。

反之、租税正義の要求は社會の倫理觀念の租税に表現したるものであり、社會の倫理觀念は斯く急速に轉變するものではない。又租税收入の伸縮性を持ち得るには如何なる種類の租税を以て租税制度を構成すべきかは豫め確知し得ることであり、唯經費の必要に充分に應ずることの要求は所要經費の年々の變動によつて異なるであらう。しかし、租税論にては、有らゆる經費の必要を確定のものとして、(神戶博士租税論九八頁)或は少くとも所要の租税收入高は一應は決定したものと看做すことを前提とする。

從て他の三原則の要求の比較的不動なるに比して合目的なる租税制度たるために國民經濟的の原則を満たすには其條件の變動が最も頻繁である。また租税が國民の經濟生活に與ふる犠牲の考慮によつて、一應は決定したる經費の必要に充分に應ずることを制限せねばならないのである。

要之、課税は國家活動の一の手段にして、其自體が目的に非ずとすれば、租税制度は其國家の達成せんとする所に最も合目的なるものでなければならぬ。或國現

行の又現に設定せむとする所の租税制度が合目的なりや否やは——所要の租税収入は一應決定したるものと認むれば——他の租税原則の要求する所は比較的不動と看做し得るのであるから、其等を恒常的前提条件として、最も變化の頻繁なる國民經濟的條件により、國民經濟生活に與ふる犠牲の考慮によつて支配されるべきことが多いと考へるのである。從て其時々々の現實の租税制度を合目的たらしめる必須の前提条件としては、個々の租税のみならず、各種の租税を以て構成する租税制度全體として其國の經濟社會に對する經濟的作用・影響が明にされなければならぬのである。例へばリカアドオは、苟も租税にして(資本)蓄積の力を減殺する傾きのないといふものはない。凡ての租税は資本か収入かその何れかの上に落ちなければならぬ。……或種の租税が此結果を生ずる程度は遙に他種の租税に勝るであらう。併し乍ら課税の大なる害悪は課税目的物の選擇よりも寧ろ全體としての其影響の總額に見出さるべきであると述べて居る。(課税原理第八章小泉教授邦譯) 其後英國經濟學者によつて個々の租税の經濟的研究は多く行はれたが、ロツツ教授の認むる如く國民經濟事情と租税との關係に關する全般的研究

は未だ完成したる域に達しては居らないのである。(Lutz: Finanzwissenschaft) (1929) S. 312

從來殊に獨逸の學者によつては、財政は行政の手段であり、財政問題は政治問題、行政技術問題として取扱はれることが多かつたのであるが、惟ふに、財政現象の本質は經濟現象たることにある。國民の構成する共同經濟組織に於て政府を經濟主體とし、其經濟行爲によつて生ずる經濟現象であると考へる。國家(其他の公共團體)は多數人の繼續的結合であり、其等の繼續的結合に在る人々は其經濟生活に於て共同經濟組織を構成し、其限りに於ては國民の經濟生活は國家の權力によつて支配されて統制經濟をなす。其共同經濟組織を構成する人々は、其結合の利益を明に意識するか又は權力によつて強制せられて之に参加して居る。其共同經濟組織に結合せられて居る人々は、同時に各經濟單位として經濟財の繼續的交換關係によつて結合せられて交易經濟組織を構成し、所謂國民經濟を構成して居る。即ち同一地域の上に略、同一人の結合による二種の經濟組織が存在する。從て國家の職分執行の機關として、其共同經濟組織の經濟主體たる政府の經濟行爲によつて生ずる經濟現象(財政現象)は、常に其交易經濟組織に於ける國民の經濟生活

に影響し密接不離の關係にある。國家の職分が何等か其國民の利益増進にある以上は、政府の經濟財獲得・使用の經濟行爲は假令政府の有する強制的權力を伴つて行はるゝとは云へ、共同經濟組織と交易經濟組織とに在る其國民の經濟的利害の考慮に於て行はれる。

而して經濟主體として政府の行ふ經濟行爲は其共同經濟組織に於ける財の使用價值總量増加の目的行爲として行はれる。反之、政府が交易經濟組織に於ける經濟單位として經濟行爲を行へば所謂公企業を成すものであり、其行爲は貨幣價值増加の目的行爲である。公企業として政府の行爲は營利を目的とする限りに於ては財政現象に非ずして國民經濟的現象である。

ゲルロフは、財政學の研究對象に關して殊に異論ある二問題を(1)財政學に於ては收入論に就て公共團體の私經濟的收入をも研究すべきかの問題と、(2)經費の研究は財政學の任務に關するかの問題となして居る。(Handbuch der Finanzwissenschaft, S. 12 参照) 政府の交換經濟に於ける行爲が公共的利益の考慮によつて支配される限りに於ては財政學の問題であるを考へる。其種の經濟行爲の一部分は共同經濟組織の經濟主體としての考慮に基いて居るからである。經費の問題に就ては、國家が其充足を目的とするべき所謂公共需要の問題は政府の經濟行爲を決定する前提ではあるが、其は財政現象其ものではない。經濟主體としての政府の職分の決定は政治の問題

である。しかし或政治機關の決定したる所に從て、政府が經濟財を使用すること即ち經費は財政現象である。或論者は經費は貨幣の支出であり、其過程は營利經濟と異なる所なしと云ふが、經費は政府が費したる經濟財であり、支出貨幣額は其費されたる經濟財の量を示すに止まる。而も其經濟財は營利經濟に於けるが如く貨幣價值増殖を目的とせず、共同經濟に於ける使用價值増加を目的として使用・消費せられるのであるから、目的行爲として全く性質を異にするものであるを考へる。從て從來の固有の政治費・營利的經費の區別について云へば、固有の政治費としての經費のみが財政學の研究範圍にあるものと考へる。簡別經濟としての政府に收入を生ぜしむる經費を、すべて經理費と等しく稱することあるも、徵稅費は政治費であつて財政現象とし、營利的經費は國民經濟的現象とすべきであると思ふ。

要之、經濟主體としての政府の經濟行爲は何等かの形態に於て國民より獲得したる經濟財の使用消費によつて、國家の目的とする施設を構成するための行爲であり、其施設の效果は、政府が所要の收入殊に國民より強制徵收したる租税によつて國民に與ふる犠牲によつて制限されざるを得ない。即ち租税を單に收入調達の手段として、政府の簡別經濟の利害のみより見ることなく、國民の經濟生活に對する租税の經濟的作用・影響の考慮を缺くことを得ないのである。

然るに從來、租税經濟論として論ぜられたるもの多くは租税轉嫁論である。

租税轉嫁の研究は、或租税が何人かの負擔に歸着するまでの過程を明かにするも

のであつて、夫々の人々に歸着したる租税が如何なる經濟的作用影響をなすかの問題の豫備的過程であつて、租税經濟論の全班ではない。其國の各種の租税が何人に歸着するか知られることは、其等負擔の分配の状態を示すが然も其に止まつて其負擔分配が其國民の經濟生活に如何なる影響を與へるか、明ならずとすれば、其國の租税制度の當否、合目的性を判斷するを得ない筈である。近年各國に於て財政的負擔の加重せらるゝに及び愈其重要性を増すものである。

註 數國の財政的負擔を比較するには、其々の國の政治組織の相違あるによつて國家經費の比較のみを以てするよりは、國家(國及び各邦)地方公共團體の經費を總括して國民所得と比較するのが適當である。而も常に其經費のうち移轉的經費として其國民經濟に復歸するものの多少を見ることが必要である。獨逸統計局の調査に據れば左の如くである。(前掲 Finzen und Steuern S. 548, 667-8 参照)

1	一九二五—二六年	三、八〇〇百萬磅	一六〇、〇〇〇百萬法	九〇、〇〇〇百萬リラ	五四、三〇〇百萬マルク
	國民所得				(一九二七年六月二、五〇〇百萬マルク)
2		二八・二九%	三〇・九%	二七・二一%	二六・七%
	國家其他地方公共團體の經費總額國民所得との割合				(三〇・一)
3		一・六九%	一五・九二%	八・〇四%	五・七%
	移轉的經費	(國家經費のみ)	(同上)	(同上)	(國・邦・地方團體の經費について)

四

國民の負擔となるべき經費は其國民所得の幾何たるべしと云ふ問題は、また其經費充當のために徴收さるべき租税限度の問題として論ぜられて居り、數字的標準を立てる論者もある。(例、神戸正雄博士、租税研究)しかし、或國或時の租税の妥當なる限度は常に其租税収入を以てする經費の種類、政府の施設の利益と、相關聯する。即ち其國民の經濟生活に對する經費と租税との相關關係によつて左右されざるを得ないのである。財政の限界を妥當ならしめるには經費、租税の經濟的分析に基く價值判斷によつて決定するの他はない。國民が租税を納付すれば、其人の支配し得べき財の若干を喪失することになり、國民に犠牲を生ぜしめるが、租税収入を以てする施設による何等かの利益によつて其犠牲が償はれねばならない。經濟主體としての政府が經濟財の獲得、使用によつて何等かの施設を構成し以て有形又は無形的利益を與へる富の利用方法は、私人私的團體による其利用よりも其國民にとつて常に必ずしも利益多き、又は必ず利益少なきものとは限らない。

註 例へば近年コルウェイン委員會報告書に「假令、社會的經費のために要する租税が

生産を阻害するとしても、社會一般の利益の理由を以て正當なる根據を與へ得る。多くの社會的目的のためには賢明なる集合的經費は之を個人に委する場合よりも明に經濟的であり、……社會的經費は人道、社會正義の問題としても極めて必要であり、又或程度までは産業能率増進のためにも必須なることを認め居るに對してバルフォア委員會は更に之を詳述強調して居る。

「最も重要な考慮事項は社會事業の直接貨幣失費に、はななくして産業能率に對する其效果である。現在英國は此問題について特異の地位を占めて居る。吾人の知る限り、他の大商業國にして、労働者の生活程度を擁護し生活及び産業の諸多の危険の結果より保護するためと同様に近き程の經費を有する國はない。社會保險・救貧法・救濟事業・養老年金・労働者賠償の歳出概算、一億八千萬磅内外であり、此總額のうち、國家・地方公共基金の總負擔額は略其半に上る。其主要の效果は産業階級の人々の幸福を著しく増進することにあり、其種の改善は個人の努力によつては夥しく巨額の費用を以てせざれば到底達成され得ざることである。斯くて安心を與へ困窮を救済することは、最高の價值ある國民的人的財産であるが、其事は英國の貨銀及び労働條件と他國に行はるゝものとの比較をする場合に往々にして閑却されて居る。戦争直後の數年間、上記の社會事業の存在は國家を最悪の不安状態より救ひたるものと述べられたが、又吾人の信じ得る所であり、常に其等の影響は産業的安定を進捗し、不安を減少せしむる

傾きあることを明である。(Final Report of the Committee on Industry and Trade, p. 257-8)

時に租税の再生産的作用を云ふ論者があるが、其は其租税收入を以てする經費の生産的作用を云ふ事であると考へる。又近年 Taxable Capacity の問題について、其存在を主張し又は反對する論者も共に國民の租税負擔能力は經費の性質によつて左右されることを認める。(例 Stamp, Shirras, Dalton 等)殊に近年、國民經濟の窮乏し財政計畫の破綻を生ぜんとする國に於ては國家經費の經濟的作用は殊に其國民の租税負擔能力に影響する所が多い。例へば國民經濟に於ける資本の供給は、國家の收入經濟よりも支出經濟によつて影響を受けることが多いと認められて居る。(Terhalle: Finanzwissenschaft, S. 163)

而して、經濟主體として政府の行ふ所の經濟行爲は常に國民への經費による利益と其經費充當のための租税徴收による犠牲との價值判断に左右されるとすれば、或る限界の存すべき筈である。其價值判断を支配する諸條件の力は此限界に於て其作用が殊に明白である筈であるから、經費と租税との經濟的作用の研究には此限界にある財政を採つて考察すべきであると思ふ。例へば最近十年の歐洲

諸國の財政が屢々破綻を示し財政整理の必要を見たのであるが、其は國民の負擔能力の限界外に逸出したる現實の例であらう。従て其等の國の財政整理の前後には其國の財政を支配する諸條件の作用が明瞭に表はれ居る筈であると考へる。殊に租税に就て云へば、他の租税原則に比して、最も可動的なる國民經濟的條件の作用は殊に強く表はれて居る。此故にも、現代財政に於ける租税經濟論の重要性の殊に大なるものと考へるのである。

附記 筆者は右の意味に於ける現實の租税制度として英國及獨逸の租税の經濟的作用影響の研究を企圖したのであるが、其前文として二三の事項に冗長の論を續けて居る間に期日の切迫と準備の不十分のために、主要部分を他日に譲つて前文のみを提出するの已むなきに到つた。唯々前文のみを以ても二三の事項について自己の若干の疑問に就て讀者の教を乞ふことが出来やうなと思ふ。

ヴィンデルバントに於ける歴史學と

歴史の發展

高村象平

本稿に於ける課題は二つ。第一はヴィンデルバントの歴史認識論であり、人類史論が其の二である。本稿第六節を境として、此の兩者は各々其の領域を占める。そして、此の二つによつて、ヴィンデルバントの歴史哲學は作り上げられると概言することが出来るのである。

前書き

筆者は他の機會に、カアル・メンガアが一八八三年の方法論的著作に於て、歴史と理論とを區別したけれど、尙歴史の科學の課題たる個別者一般の認識に就ては説くところ尠きことを述べた。(1)メンガアの全勞作は、フォン・シュルティングも云ふが如く、經濟的「法則」と自然科學的「法則」が完全に論理的同一性を有するものなることを擧示するに努めるものである。(2)如何にもメンガアは學問の分類に當つて、認識對象の相違に基いては之を爲さず、學的認識の論理的形式的區別によつて、即ち同一の現實在を觀察する觀點の異別に之を求めた。然かも該所に言及した個別者、具體者の認識に就ては、更に深くその考察を進めることを爲さなかつたのである。「人間の精神が個